

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7 月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第 2 - 106号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（規則第 2 - 5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
別表 人事異動用語表 (1)～(52) (略) (53) <u>削除</u> (54) (略) (55) 復帰 派遣職員、海外派遣職員、公益的法人等派遣職員、派遣研修職員、 <u>大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員が職務に復帰することをいう。</u> (56)～(58) (略) (59) <u>配偶者同行</u> <u>休業</u> <u>法第26条の6第1項の規定による承認を受け、休業する場合をいう。</u>	別表 人事異動用語表 (1)～(52) (略) (53) <u>休業（在外 職員</u> <u>の勤務時間及び休暇等勤務等同行）</u> <u>に関する規則（規則第 8 - 55号）第24条第1項の事由により、休業する場合をいう。</u> (54) (略) (55) 復帰 派遣職員、海外派遣職員、公益的法人等派遣職員、派遣研修職員、 <u>休業（在外勤務等同行）職員、大学院修学休業職員又は自己啓発等休業職員が職務に復帰することをいう。</u> (56)～(58) (略)

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年 7 月11日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日の前日までに、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年新潟県条例第 4号）第20条に規定する休業の承認を受けていた者の休業に関する人事異動用語については、なお従前の例による。